資料５

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

教育訓練給付制度の指定講座の状況等

厚生労働省　奈良労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

教育訓練給付金の概要

労働者が主体的に、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講し、修了した場合に、その費用の一部を雇用保険により支給。

	専門実践教育訓練給付金 ＜特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を対象＞	**特定一般教育訓練給付金** ＜特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練を対象＞	**一般教育訓練給付金** ＜左記以外の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練を対象＞
給付内容	・受講費用の**50%**（上限**年間40万円**） （６か月ごとに支給） ・追加給付①：１年以内に資格取得・就職等 ⇒受講費用の**20%**（上限**年間16万円**） ・追加給付②：訓練前後で賃金が５%以上上昇(※１) ⇒受講費用の**10%**（上限**年間8万円**）	・受講費用の**40%**（上限**20万円**） ・追加給付：１年以内に資格取得・就職等(※１) ⇒受講費用の**10%**（上限**5万円**）	・受講費用の**20%**（上限**10万円**）
支給要件	○ **在職者又は離職後１年以内**（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付金の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者 ○ **雇用保険の被保険者期間３年以上**（初回の場合、専門実践教育訓練給付金は**２年以上**、特定一般教育訓練給付金・一般教育訓練給付金は**１年以上**）		
講座数	3,485　講座	1,532　講座	12,140　講座
受給者数	37,174人（初回受給者数）	7,941人	70,510人
講座指定要件	**次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの** ① **業務独占資格又は名称独占資格に係る養成施設の課程（４年制課程含む　R7.4～）** ② **専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム** 文部科学省連携 ③ **専門職大学院の課程及び外国の大学院の経営管理に関する学位課程（R7.4～）** ④ **大学等の職業実践力育成プログラム** 文部科学省連携 ⑤ **第四次産業革命スキル習得講座等の課程（ITSSレベル３以上）**(※２) 経済産業省連携 ⑥ **専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程**	**次のいずれかの類型に該当し、かつ就職率等の要件を満たすもの** ① **業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係る養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程等** ② **一定レベル（ITSSレベル２）の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程**（※２） ③ **短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム** 文部科学省連携 ④ **職業能力評価制度の検定（技能検定又は団体等検定）の合格を目指す課程（R7.4～）**	**次のいずれかの類型に該当する教育訓練** ① **公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等**の取得を訓練目標とするもの ② **①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの** （民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

（注）講座数は令和８年10月時点、受給者数は令和７年度実績（速報値）。（※１）令和６年10月1日以降に受講開始した者について適用。　（※２）令和６年10月１日付け指定から適用。

教育訓練給付の指定申請等の概要

１．教育訓練給付の**対象講座**になるまでの流れ

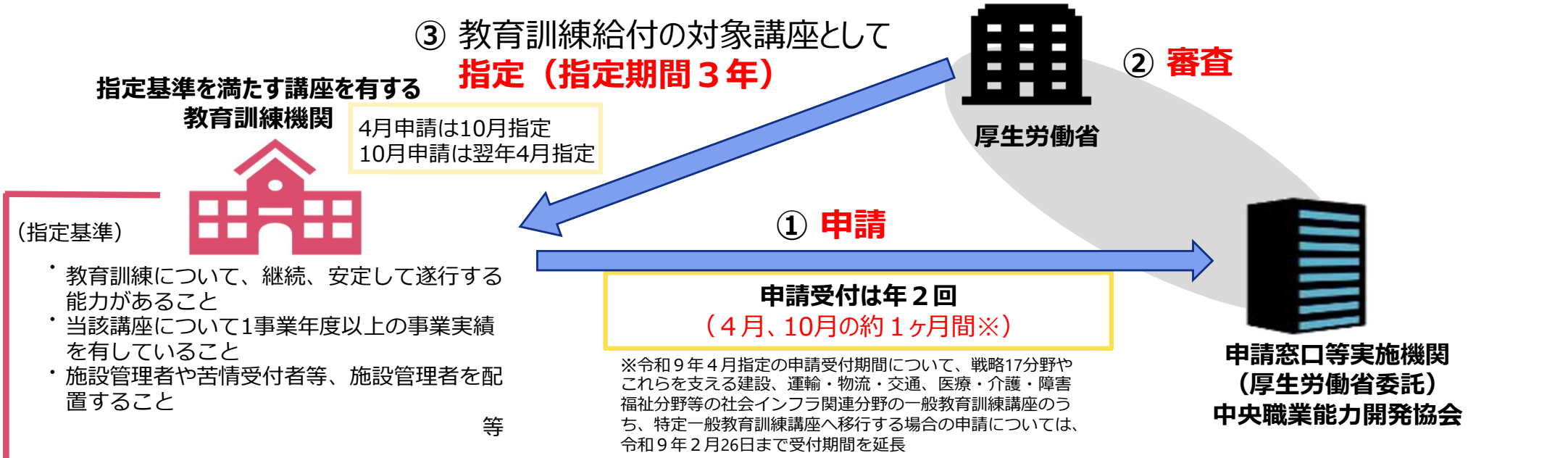

２．教育訓練給付を**受給**するまでの流れ

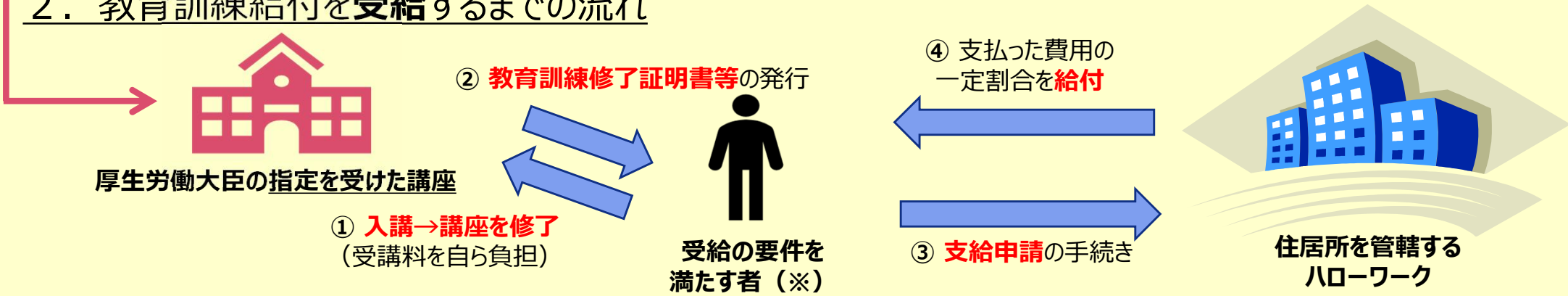

（※）特定一般教育訓練・専門実践教育訓練については、講座の受講開始２週間前までに、訓練前キャリアコンサルティングを受け、ジョブ・カードを作成し、ハローワークにおいて、受給資格確認を行うことが必要

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

専門実践教育訓練給付金
最大で受講費用の80%〔年間上限64万円〕を受講者に支給（※１）

特定一般教育訓練給付金
最大で受講費用の50%〔上限25万円〕を受講者に支給（※２）

一般教育訓練給付金
受講費用の20%〔上限10万円〕を受講者に支給

※１　2024年9月末までに開講した講座は最大で受講費用の70%（年間上限56万円）を支給
※２　2024年9月末までに開講した講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

輸送・機械運転関係

大型自動車第一種・第二種免許
中型自動車第一種・第二種免許
大型特殊自動車免許
準中型自動車第一種免許
普通自動車第二種免許
フォークリフト運転技能講習
けん引免許
車両系建設機械運転・玉掛・小型移動式クレーン・高所作業車運転・床上操作式クレーン・不整地運搬車運転技能講習
移動式クレーン運転士免許
クレーン・デリック運転士免許
一等無人航空機操縦士

情報関係

第四次産業革命スキル習得講座

ITSSレベル３以上の資格取得を目指す講座（シスコ技術者認定資格等）

ITSSレベル２の資格取得を目指す講座（基本情報技術者試験等）

ITパスポート
Webクリエイター能力認定試験
Illustratorクリエイター能力認定試験
CAD利用技術者試験

専門的サービス関係

キャリアコンサルタント

社会保険労務士試験
ファイナンシャル・プランニング技能検定試験
産業カウンセラー団体等検定試験
行政書士、税理士
通関士、マンション管理士試験
司法書士、弁理士
気象予報士試験
土地家屋調査士

中小企業診断士試験
司書・司書補
公認内部監査人認定試験

事務関係

登録日本語教員

Microsoft Office Specialist 365
VBAエキスパート
簿記検定試験（日商簿記）
日本語教員、IELTS
日本語教育能力検定試験
実用英語技能検定（英検）
TOEIC、VERSANT、TOEFL iBT
中国語検定試験
HSK漢語水平考試
「ハングル」能力検定
建設業経理検定

医療・社会福祉・保健衛生関係

介護福祉士（介護福祉士実務者研修を含む）
社会福祉士
保育士
看護師、准看護師、助産師
精神保健福祉士、はり師
柔道整復師、歯科衛生士
歯科技工士、理学療法士
作業療法士、言語聴覚士
栄養士、管理栄養士
保健師、美容師、理容師
あん摩マッサージ指圧師
きゅう師、臨床工学技士
視能訓練士
臨床検査技師

主任介護支援専門員研修
介護支援専門員実務研修
介護職員初任者研修
特定行為研修
喀痰吸引等研修
福祉用具専門相談員
登録販売者
衛生管理者免許試験

医療事務技能審査試験
医療事務認定実務者（Ｒ）試験
調剤薬局事務検定試験
健康管理士一般指導員資格認定試験
メンタルヘルス・マネジメント検定試験

営業・販売関係

調理師

宅地建物取引士資格試験

インテリアコーディネーター
パーソナルカラリスト検定
ソムリエ呼称資格認定試験
国内旅行業務取扱管理者試験

技術関係

測量士補、電気工事士
航空運航整備士
自動車整備士
海技士

電気主任技術者試験
建築士
技術士
土木施工管理技術検定
建築施工管理技術検定
管工事施工管理技術検定
電気通信工事担任者試験

製造関係

製菓衛生師

パン製造技能検定試験

大学・専門学校等の講座関係

職業実践専門課程（商業実務、文化、工業、衛生、動物、情報、デザイン、自動車整備、土木・建築、スポーツ、旅行、服飾・家政、医療、経理・簿記、電気・電子、ビジネス、社会福祉、農業など）

職業実践力育成プログラム（保健、社会科学、工学・工業など）

キャリア形成促進プログラム（医療、文化教養、商業実務関係）

専門職学位（ビジネス・MOT、教職大学院、法科大学院など）

短時間の職業実践力育成プログラム（人文科学・人文）

短時間のキャリア形成促進プログラム（文化教養関係）

修士・博士
履修証明
科目等履修生

LL070408開若01

指定講座の状況（訓練機関の所在地別・分野別）（令和８年10月１日時点）

○　地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約2600講座と全体の約15%を占め、続いて北海道、大阪府、愛知県、福岡県の順に多くなっている。

○　分野別にみると「専門的サービス関係」「情報関係」「事務関係」については、指定講座の約５割が東京都の教育訓練機関により実施されている。

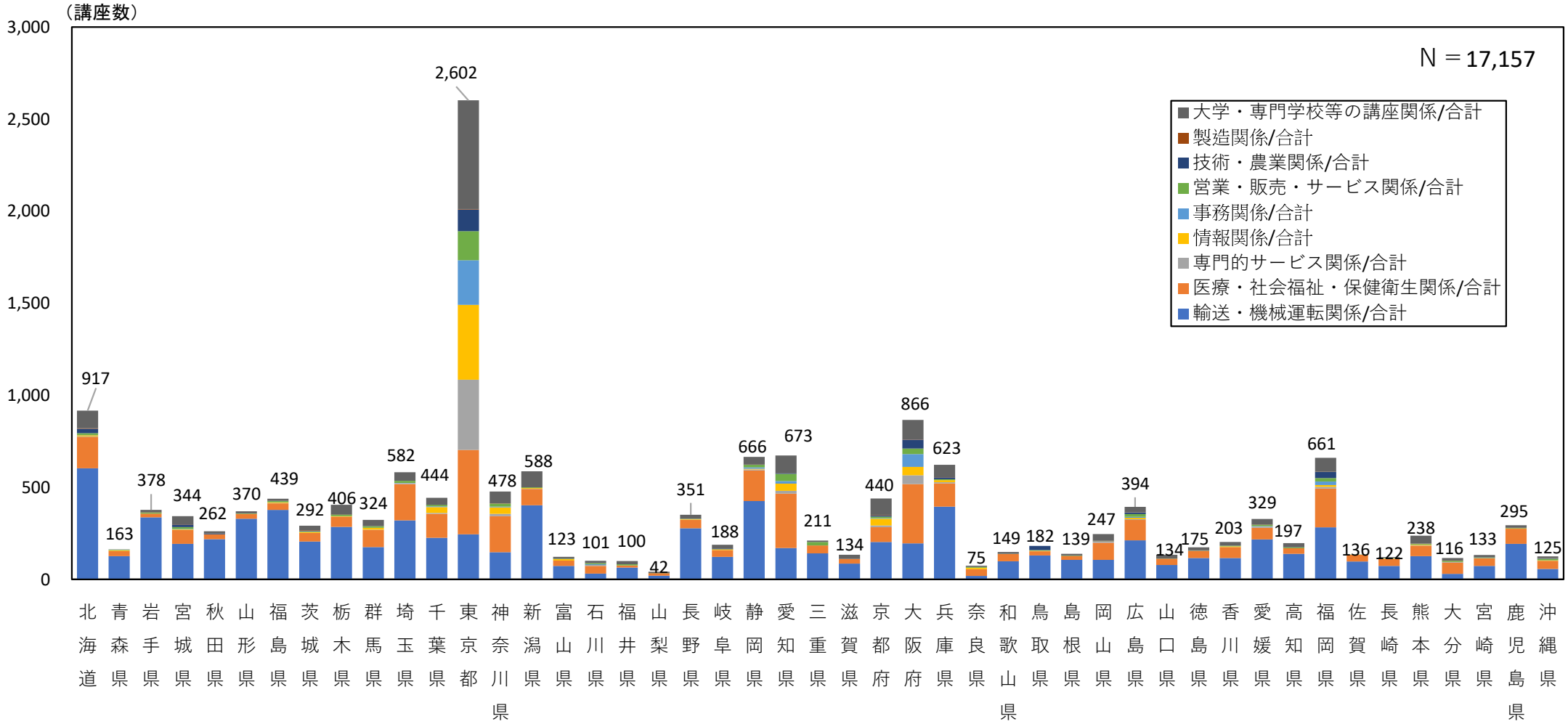

※ 訓練機関の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講箇所数に関わらず訓練機関の所在する都道府県に１講座計上している。

資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

指定講座の状況（訓練施設（教室）のある都道府県別・分野別）
（令和８年10月１日時点）

○　実際に訓練を実施している施設のある都道府県別・分野別にみると、地域によって指定講座数にばらつきがみられるが、最も多い東京都が約6,200講座と全体の約15%を占め、続いて大阪府、愛知県、神奈川県の順に多くなっている。

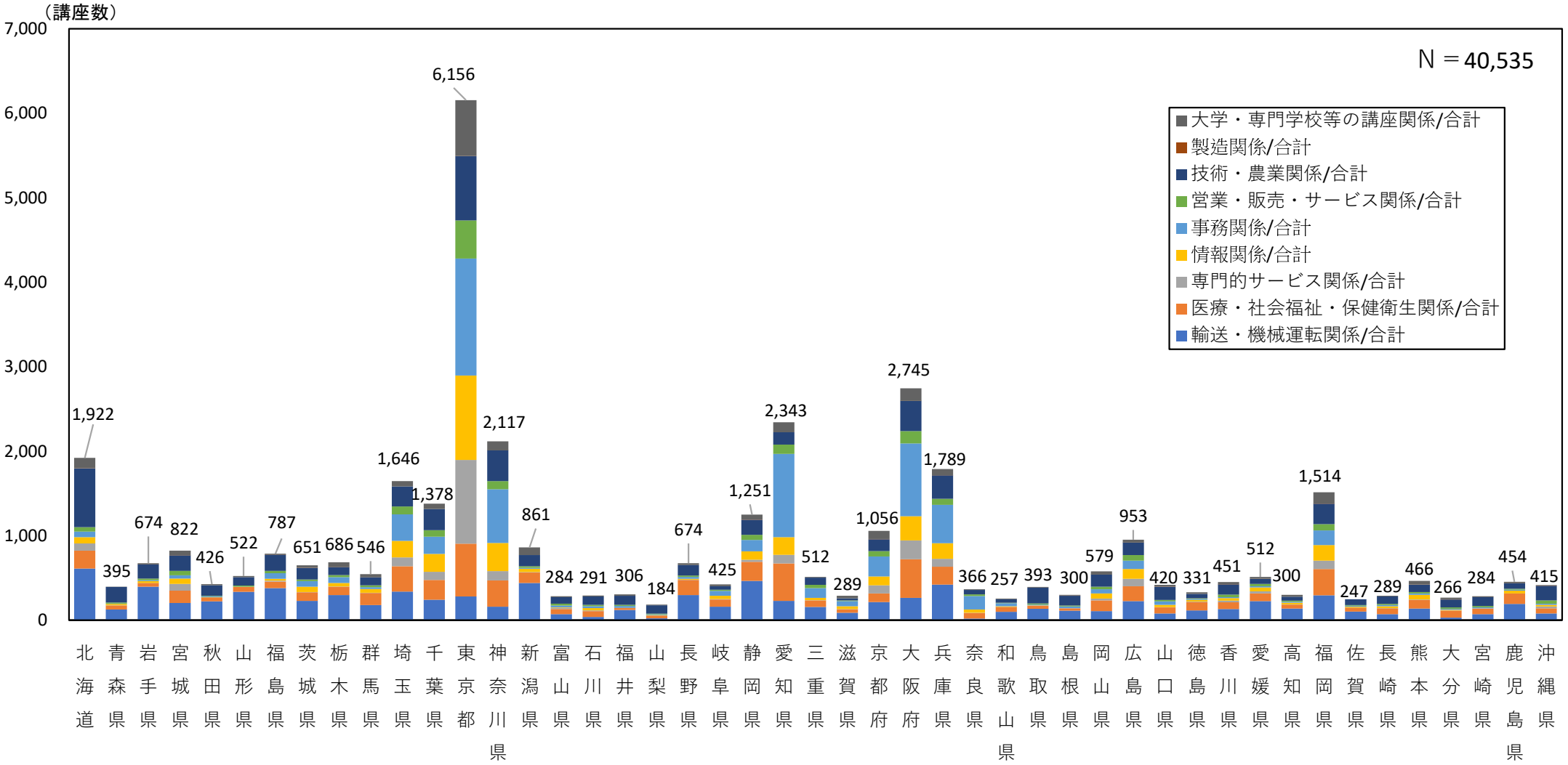

※　訓練施設の所在地別で集計しており、一の訓練機関が同一の講座を複数箇所で開講している場合、開講している訓練施設の数を当該訓練施設の所在する都道府県に計上している。
資料出所：厚生労働省「教育訓練給付の指定講座に係る行政記録情報」より若年者・キャリア形成支援担当参事官室で作成

都道府県別の教育訓練給付の受給者数・支給額について（令和６年度）

○　居住地別の受給者数について、専門実践教育訓練給付初回受給者、特定一般及び一般教育訓練給付受給者の合計は約11万６千人となっており、最も多い東京では約１万９千人で全体に占める受給者割合は約16%となっている。

○　都道府県労働局別の状況　第32表　教育訓練給付の状況（令和６年度）

都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数）（※１）	専門実践（延べ受給者数）（※２）	支給額（円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（円）	都道府県番号	都道府県名	専門実践（初回受給者数）（※１）	専門実践（延べ受給者数）（※２）	支給額（円）	特定一般＋一般（受給者数）	支給額（円）
1	北海道	1,206	3,161	397,648,965	3,544	139,026,086	25	滋賀県	360	831	115,841,057	805	26,874,169
2	青森県	231	659	71,009,349	621	22,921,029	26	京都府	767	1,904	307,067,950	1,470	62,120,723
3	岩手県	233	563	51,647,955	836	28,002,807	27	大阪府	3,243	8,708	1,289,816,745	5,788	246,036,628
4	宮城県	398	1,066	153,241,884	1,190	50,075,607	28	兵庫県	1,746	4,557	640,799,174	4,049	142,460,035
5	秋田県	156	360	34,550,434	477	13,801,815	29	奈良県	359	890	126,336,175	610	24,652,005
6	山形県	132	369	43,903,117	661	22,760,834	30	和歌山県	156	389	40,399,703	498	18,911,349
7	福島県	260	666	81,230,628	926	37,273,457	31	鳥取県	74	283	37,694,753	321	10,817,024
8	茨城県	649	1,875	236,453,487	1,475	56,729,854	32	島根県	119	382	46,231,718	379	11,835,186
9	栃木県	464	1,123	135,472,994	1,050	34,449,586	33	岡山県	390	1,031	113,191,905	1,108	41,586,114
10	群馬県	538	1,599	204,296,870	1,051	39,828,703	34	広島県	669	1,925	236,474,229	1,824	73,077,896
11	埼玉県	2,407	6,636	1,007,069,862	4,745	198,398,676	35	山口県	271	673	69,637,983	690	24,406,248
12	千葉県	1,794	4,686	722,514,527	3,908	176,401,356	36	徳島県	129	378	39,826,633	452	18,698,231
13	東京都	6,877	18,619	3,367,633,994	11,954	685,744,338	37	香川県	243	776	106,488,283	538	19,515,613
14	神奈川県	3,899	9,485	1,422,554,766	6,467	292,730,656	38	愛媛県	416	1,025	110,847,617	833	30,895,472
15	新潟県	299	828	115,879,457	1,467	57,294,616	39	高知県	132	478	70,787,536	384	13,504,941
16	富山県	150	339	37,526,969	427	14,233,092	40	福岡県	1,623	4,820	691,009,460	2,872	118,436,069
17	石川県	233	599	71,090,581	445	17,020,200	41	佐賀県	278	1,059	125,497,437	337	13,721,221
18	福井県	166	377	29,925,974	450	17,170,553	42	長崎県	269	790	97,435,864	383	14,625,469
19	山梨県	110	294	32,930,424	330	7,304,517	43	熊本県	359	1,223	153,497,247	991	36,009,179
20	長野県	365	886	96,535,415	1,266	41,898,946	44	大分県	254	758	95,651,083	410	12,542,637
21	岐阜県	385	977	129,167,837	918	31,757,821	45	宮崎県	236	893	103,013,886	406	12,935,763
22	静岡県	825	2,082	238,626,107	2,327	83,308,772	46	鹿児島県	422	1,183	153,254,399	691	25,644,413
23	愛知県	2,074	5,385	797,355,266	4,788	184,778,502	47	沖縄県	415	1,440	211,857,057	522	19,724,101
24	三重県	384	1,032	136,581,968	1,029	37,235,740		全国計	37,165	100,062	14,560,567,166	78,713	3,309,119,421

（※１）（※２）：専門実践教育訓練給付は６月ごとに支給している。「専門実践（初回受給者数）」は2024年度に１回目の支給を受けた者。「専門実践（延べ受給者数）」は2024年度中に支給を受けた延べ人数。

（注）：全国計は決算値であり、各都道府県分は業務統計値であるため、各都道府県の合計は全国計に一致しない。

資料出所：厚生労働省「雇用保険事業年報」

【参考１】

令和８年度第１回中央職業能力開発促進協議会資料

地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付金の指定講座拡大の取組

・令和５年度第２回地域職業能力開発促進協議会より、地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付金の指定講座の拡大に取り組んでおり、取組状況については、中央職業能力開発促進協議会において報告。

地域職業能力開発促進協議会

地域協議会を通じた地域のニーズの把握　等

（令和5年度第2回～）

労働局、都道府県、労使団体、教育訓練実施者・関係団体、学識者など関係者が参画する地域協議会において、地域の訓練ニーズの把握及び教育訓練給付金制度による訓練機会の確保等について協議(※)。

（※）＜協議の観点＞

・地域で求められる訓練ニーズとは何か。

・地域の訓練ニーズが高い分野において、教育訓練給付金の対象講座は十分に指定されているか。

・地域の教育資源を活用して指定講座を拡大できないか。

報告

情報提供

厚生労働省本省

地域協議会の報告を踏まえた指定講座拡大の取組の実施

地域協議会からの意見や要望等を踏まえ、訓練ニーズの高い分野を対象に指定講座の拡大を図るため、関係省庁と連携して業界団体等に対し講座指定申請勧奨や制度周知広報等の取組を実施。

報告

都道府県労働局

地域における指定講座拡大等の取組の実施

地域協議会における協議を通じて把握した地域の訓練ニーズにおける講座の確保等に向け、労働局の主体的な取組として、

・地域の教育訓練機関等に対する周知広報や講座指定申請勧奨

・教育訓練給付金の利用勧奨

等を実施。

中央職業能力開発促進協議会

地域職業能力開発促進協議会等で把握した地域の訓練ニーズや取組の例

訓練ニーズに係る御意見

- 人手不足の分野にも関わらず、県内の「輸送・機械運転関係」の指定講座数の割合が全国と比較し、低い状況。指定講座の拡大に向けた取組が必要。（岡山）
- バス、タクシー等の運転手不足は深刻であり、県内の交通渋滞も著しい状況。運転手育成のため、教育訓練給付金を活用した取組・支援が必要。（熊本）
- 介護、建設等の分野におけるエッセンシャルワーカーの担い手の育成のため、指定講座の充実、拡大が求められる。（富山）
- 地域エリア内に自動車教習所が１校しかないが、指定講座化されておらず、運転手の育成・費用負担の両面から地域ごとに差が生まれることは危惧される。（青森）
- 運送業への職種転換のため大型免許の取得を検討。居住地の近くに指定講座化された自動車教習所がなく、費用負担が大きい。（秋田）

地域における取組

- 「輸送・機械運転関係」の指定講座の拡大に向け、指定自動車教習所協会を訪問し講座指定申請を勧奨。就職率等の要件を満たすこと等により、運転免許等の取得講座は、より高率の給付（給付率最大50%）の支援対象となり得るものであることから、「特定一般教育訓練」を中心に説明するとともに、会員教習所への周知及び申請勧奨の協力を依頼。（岡山）
- 介護分野の実務者研修について、一般教育訓練（給付率20%）で既に指定講座化されている施設に対し、「特定一般教育訓練（給付率最大50%）」への移行申請を勧奨。就職率等の要件を満たすこと等により、当該訓練の対象となり得る旨を説明したところ、受講生への支援に繋がると前向きに検討いただけることとなった。（香川）

厚生労働省における教育訓練給付金の指定講座拡大の取組

- 令和８年４月、10月の講座指定申請の受付に向け、①給付制度を紹介するショート動画や申請手続、申請書類作成のイメージ動画等を活用し教育訓練施設への講座指定申請を勧奨、②業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけや、③SNS等による周知広報を集中的に実施。
- また、地域の訓練ニーズや日本成長戦略（令和８年７月21日閣議決定）も踏まえ、戦略17分野やこれを支える建設、運輸・交通、介護等の社会インフラ関連分野において、既に一般教育訓練で指定を受けている講座については、特定一般教育訓練での講座指定申請を勧奨。

○教育訓練給付制度のご案内

※教育訓練給付制度の概要を紹介するショート動画。



https://www.youtube.com/watch?v=AHRnPGBwCnc&t=1s

○講座指定申請手続のご案内

※教育訓練機関向けに講座指定申請手続の流れや申請書類作成のイメージを紹介する動画。



https://www.youtube.com/watch?v=QVE6weLhpjw&t=2s

○業界団体等を通じた講座指定申請の働きかけ

・指定自動車教習所
・（建設車輌関係）登録教習機関
・デジタル等各種資格認定団体（約30団体）
・介護支援専門員研修実施機関（47都道府県）
・ドローン講習を実施する登録講習機関　**<国土交通省と連携>**
・大学等　**<文部科学省と連携>**
・全国産業人能力開発団体連合会　等

○SNS等による周知広報

・X、facebook、厚生労働省メルマガ等による周知を、申請受付期間（４月、10月の年２回）の前に集中的に実施

○給付率の高い「特定一般教育訓練」の指定講座拡大

・一般教育訓練の講座のうち、就職率等の要件を満たすものは、より高い給付率の「特定一般教育訓練」での講座指定申請を教育訓練施設等に対して勧奨

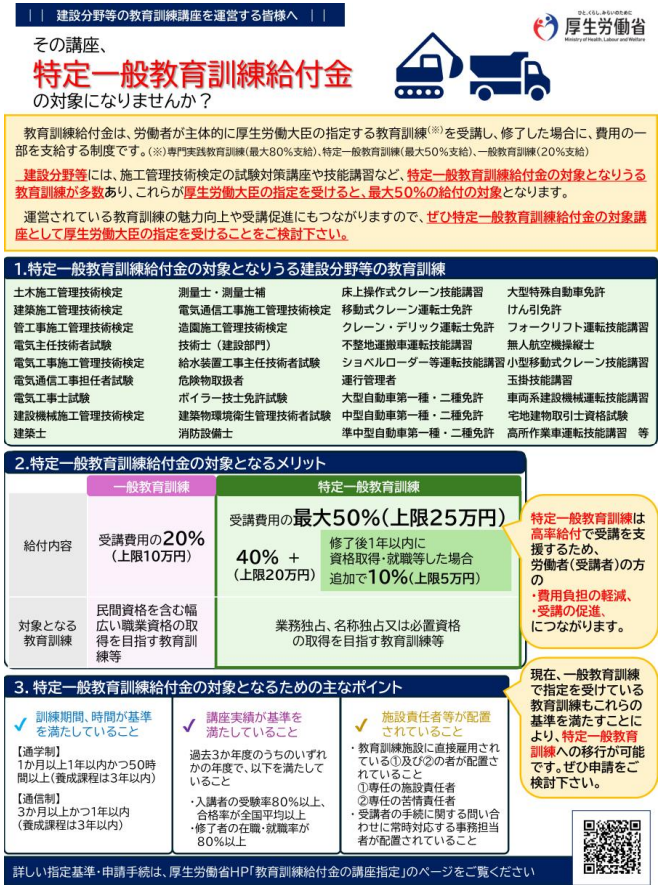

※建設分野等の施工管理技術検定や各種技能講習、運転免許資格取得講座や業務独占・名称独占・必置資格の取得を目指す講座への勧奨例

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00008.html

【参考２】

特定一般教育訓練給付金の対象となる教育訓練の周知・申請受付期間の延長について

｜｜ 一般教育訓練の講座を運営する教育訓練施設の皆さまへ ｜｜

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

特定一般教育訓練での申請は受付期間を延長します！

17の戦略分野やこれらを支える建設、運輸・物流・交通、医療・介護・障害福祉等の社会インフラ関連分野の人材育成・確保を促進するため、これらの分野に関連する一般教育訓練から「特定一般教育訓練」への移行申請について受付期間を延長します。

教育訓練施設の皆様は、是非この機会に「特定一般教育訓練」での申請をご検討ください！

申請受付期間

通常、令和８年11月２日（月）までのところを

令和８年10月１日（木）～ 令和９年２月26日（金）まで

対象訓練

17の戦略分野やこれらを支える建設、運輸・物流・交通、医療・介護・障害福祉等の社会インフラ関連分野の教育訓練

＜対象となる訓練の詳細はこちらの厚生労働省HPをご覧ください＞

※一般教育訓練で指定を受けている講座の特定一般教育訓練への移行申請が対象となります。
※指定基準を満たす場合は、令和９年４月から特定一般教育訓練（給付率最大50%）として指定されます。

特定一般教育訓練給付金の対象訓練となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の20%（上限10万円）	受講費用の最大50%（上限25万円） 40% ＋（上限20万円） 修了後1年以内に資格取得・就職等した場合 追加で10%（上限5万円）
対象となる教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練給付金の対象訓練となるための主なポイント

✓ 訓練期間、時間が基準を満たしていること

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上（養成課程は3年以内）

【通信制】
3か月以上かつ1年以内（養成課程は3年以内）

✓ 講座実績が基準を満たしていること

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

・入講者の受験率80%以上
・合格率が全国平均以上
・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ 施設責任者等が配置されていること

・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
①専任の施設責任者
②専任の苦情責任者
・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

詳しい指定基準・申請手続は、厚生労働省HP「教育訓練給付金の講座指定」のページをご覧いただくか下記までお問い合わせください

【お問い合わせ】

▶講座指定の申請手続き
中央職業能力開発協会　能力開発支援部　教育訓練支援課（ 03-5843-3794 ）

▶講座指定の基準
厚生労働省人材開発統括官若年者・キャリア形成支援担当参事官室（03-5253-1111（内線5390、5398））

LL080928開若01

｜｜ 建設分野等の教育訓練講座を運営する皆様へ ｜｜

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

その講座、
特定一般教育訓練給付金
の対象になりませんか？



教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。(※)専門実践教育訓練(最大80%支給)、特定一般教育訓練(最大50%支給)、一般教育訓練(20%支給)

建設分野等には、施工管理技術検定の試験対策講座や技能講習など、特定一般教育訓練給付金の対象となる教育訓練が多数あり、これらが厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象となります。

運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。

1.特定一般教育訓練給付金の対象となる建設分野等の教育訓練

土木施工管理技術検定	測量士・測量士補	床上操作式クレーン技能講習	大型特殊自動車免許
建築施工管理技術検定	電気通信工事施工管理技術検定	移動式クレーン運転士免許	けん引免許
管工事施工管理技術検定	造園施工管理技術検定	クレーン・デリック運転士免許	フォークリフト運転技能講習
電気主任技術者試験	技術士（建設部門）	不整地運搬車運転技能講習	無人航空機操縦士
電気工事施工管理技術検定	給水装置工事主任技術者試験	ショベルローダー等運転技能講習	小型移動式クレーン技能講習
電気通信工事担任者試験	危険物取扱者	運行管理者	玉掛技能講習
電気工事士試験	ボイラー技士免許試験	大型自動車第一種・二種免許	車両系建設機械運転技能講習
建設機械施工管理技術検定	建築物環境衛生管理技術者試験	中型自動車第一種・二種免許	宅地建物取引士資格試験
建築士	消防設備士	準中型自動車第一種・二種免許	高所作業車運転技能講習　等

2.特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の20% (上限10万円)	受講費用の最大50%(上限25万円) 40% ＋ (上限20万円) 修了後1年以内に資格取得・就職等した場合 追加で10%(上限5万円)
対象となる教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は高率給付で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の
・費用負担の軽減、
・受講の促進、
につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ 訓練期間、時間が基準を満たしていること

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上(養成課程は3年以内)

【通信制】
3か月以上かつ1年以内
(養成課程は3年以内)

✓ 講座実績が基準を満たしていること

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

・入講者の受験率80%以上、合格率が全国平均以上
・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ 施設責任者等が配置されていること

・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
①専任の施設責任者
②専任の苦情責任者
・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練もこれらの基準を満たすことにより、特定一般教育訓練への移行が可能です。ぜひ申請をご検討下さい。

詳しい指定基準・申請手続は、厚生労働省HP「教育訓練給付金の講座指定」のページをご覧ください

｜｜ 運転免許等の教育訓練講座を運営する皆様へ ｜｜

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

その講座、
特定一般教育訓練給付金
の対象になりませんか？



教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。(※)専門実践教育訓練(最大80%支給)、特定一般教育訓練(最大50%支給)、一般教育訓練(20%支給)

建設分野には、施工管理技術検定の試験対策講座や技能講習など、**特定一般教育訓練給付金の対象となる教育訓練が多数**あり、これらが**厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象**となります。

運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、**ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。**

1.特定一般教育訓練給付金の対象となる運転免許等の教育訓練

大型自動車第一種免許	けん引免許	車両系建設機械運転技能講習	クレーン・デリック運転士免許
中型自動車第一種免許	フォークリフト運転技能講習	高所作業車運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習
準中型自動車第一種免許	小型移動式クレーン技能講習	床上操作式クレーン技能講習	ショベルローダー等運転技能講習
大型特殊自動車免許	玉掛技能講習	移動式クレーン運転士免許	

2.特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の**20%** (上限10万円)	受講費用の**最大50%(上限25万円)** **40%** ＋ (上限20万円) 修了後1年以内に資格取得・就職等した場合 追加で**10%**(上限5万円)
対象となる教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は**高率給付**で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の
・費用負担の軽減、
・受講の促進、
につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ 訓練期間、時間が基準を満たしていること

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上(養成課程は3年以内)

【通信制】
3か月以上かつ1年以内
(養成課程は3年以内)

✓ 講座実績が基準を満たしていること

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

・入講者の受験率80%以上、合格率が全国平均以上
・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ 施設責任者等が配置されていること

・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
①専任の施設責任者
②専任の苦情責任者
・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練もこれらの基準を満たすことにより、**特定一般教育訓練**への移行が可能です。ぜひ申請をご検討下さい。

詳しい指定基準・申請手続は、厚生労働省HP「教育訓練給付金の講座指定」のページをご覧ください

｜｜ 技能講習等の教育訓練講座を運営する皆様へ ｜｜

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

その講座、
特定一般教育訓練給付金
の対象になりませんか？



教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。(※)専門実践教育訓練(最大80%支給)、特定一般教育訓練(最大50%支給)、一般教育訓練(20%支給)

建設分野には、施工管理技術検定の試験対策講座や技能講習など、**特定一般教育訓練給付金の対象となる教育訓練が多数**あり、これらが**厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象**となります。

運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、**ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。**

1.特定一般教育訓練給付金の対象となる技能講習等の教育訓練

フォークリフト運転技能講習	高所作業車運転技能講習	不整地運搬車運転技能講習
小型移動式クレーン技能講習	床上操作式クレーン技能講習	ショベルローダー等運転技能講習
玉掛技能講習	移動式クレーン運転士免許	
車両系建設機械運転技能講習	クレーン・デリック運転士免許	

2.特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の**20%** (上限10万円)	受講費用の**最大50%(上限25万円)** **40%** ＋ (上限20万円) 修了後1年以内に資格取得・就職等した場合 追加で**10%**(上限5万円)
対象となる教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は**高率給付**で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の
・費用負担の軽減、
・受講の促進、
につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ 訓練期間、時間が基準を満たしていること

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上(養成課程は3年以内)

【通信制】
3か月以上かつ1年以内
(養成課程は3年以内)

✓ 講座実績が基準を満たしていること

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

・入講者の受験率80%以上、合格率が全国平均以上
・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ 施設責任者等が配置されていること

・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
①専任の施設責任者
②専任の苦情責任者
・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練もこれらの基準を満たすことにより、**特定一般教育訓練**への移行が可能です。ぜひ申請をご検討下さい。

詳しい指定基準・申請手続は、厚生労働省HP「教育訓練給付金の講座指定」のページをご覧ください

｜｜ 医療・介護・障害福祉分野等の教育訓練講座を運営する皆様へ ｜｜

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

その講座、

特定一般教育訓練給付金

の対象になりませんか？



教育訓練給付金は、労働者が主体的に厚生労働大臣の指定する教育訓練(※)を受講し、修了した場合に、費用の一部を支給する制度です。(※)専門実践教育訓練(最大80%支給)、特定一般教育訓練(最大50%支給)、一般教育訓練(20%支給)

医療・介護・障害福祉分野等には、介護福祉士実務者養成研修など、特定一般教育訓練給付金の対象となり得る教育訓練が多数あり、これらが厚生労働大臣の指定を受けると、最大50%の給付の対象となります。

運営されている教育訓練の魅力向上や受講促進にもつながりますので、ぜひ特定一般教育訓練給付金の対象講座として厚生労働大臣の指定を受けることをご検討下さい。

1.特定一般教育訓練給付金の対象となり得る医療・介護・障害福祉分野等の教育訓練

介護福祉士実務者養成研修
特定行為研修
介護職員初任者研修
喀痰吸引等研修
介護支援専門員
社会福祉士
介護福祉士
看護師
福祉用具専門相談員
精神保健福祉士
理学療法士
登録販売者
保育士
柔道整復師
衛生管理者免許試験
作業療法士
言語聴覚士
救急救命士
助産師
実務者研修教員講習会
歯科衛生士
栄養士
歯科技工士
臨床検査技師
准看護師
管理栄養士
介護教員講習会
介護技術講習会
臨床工学技士
義肢装具士
はり師
はり師教員
視能訓練士
保健師

2.特定一般教育訓練給付金の対象となるメリット

	一般教育訓練	特定一般教育訓練
給付内容	受講費用の20% (上限10万円)	受講費用の最大50%(上限25万円) 40% ＋ (上限20万円) 修了後1年以内に資格取得・就職等した場合 追加で10%(上限5万円)
対象となる教育訓練	民間資格を含む幅広い職業資格の取得を目指す教育訓練等	業務独占、名称独占又は必置資格の取得を目指す教育訓練等

特定一般教育訓練は高率給付で受講を支援するため、労働者(受講者)の方の
・費用負担の軽減、
・受講の促進、
につながります。

3. 特定一般教育訓練給付金の対象となるための主なポイント

✓ 訓練期間、時間が基準を満たしていること

【通学制】
1か月以上1年以内かつ50時間以上(養成課程は3年以内)

【通信制】
3か月以上かつ1年以内
(養成課程は3年以内)

✓ 講座実績が基準を満たしていること

過去3か年度のうちのいずれかの年度で、以下を満たしていること

・入講者の受験率80%以上、合格率が全国平均以上
・修了者の在職・就職率が80%以上

✓ 施設責任者等が配置されていること

・教育訓練施設に直接雇用されている①及び②の者が配置されていること
①専任の施設責任者
②専任の苦情責任者
・受講者の手続に関する問い合わせに常時対応する事務担当者が配置されていること

現在、一般教育訓練で指定を受けている教育訓練もこれらの基準を満たすことにより、特定一般教育訓練への移行が可能です。ぜひ申請をご検討下さい。

詳しい指定基準・申請手続は、厚生労働省HP「教育訓練給付金の講座指定」のページをご覧ください

教育訓練を運営する施設の皆さまへ

教育訓練給付金のご案内

教育訓練給付金とは？

労働者の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した方に対し、その費用の一部が支給される制度です。
対象となる教育訓練は、そのレベルなどに応じて３種類があり、それぞれ給付率が異なります。

教育訓練の種類	専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
給付率	**最大で受講費用の80%** **[年間上限64万円]** を受講者に支給 ※2024年９月までに受講開始した場合 最大で受講費用の70% (年間上限56万円)を支給	**最大で受講費用の50%** **[上限25万円]** を受講者に支給 ※2024年９月までに受講開始した場合 受講費用の40% (上限20万円）を支給	**受講費用の20%** **[上限10万円]** を受講者に支給

※働きながら受講可能な、オンライン講座、夜間・土日開講の講座も指定対象です。

指定対象の講座を、裏面で詳しく紹介していますので、ご覧ください。

講座指定を受ける手続き

まずは、指定を受けるための要件を確認しましょう

・厚生労働省ホームページに、教育訓練施設向けのパンフレットを掲載しています。

教育訓練　講座指定　検索

申請書類を準備しましょう

・申請様式（記入書類）は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

申請書類の提出（提出先：中央職業能力開発協会）

・申請受付は**年２回**、提出期間と指定日は以下のとおりです。
４月上旬～５月上旬提出→10月１日指定、**10月上旬～11月上旬提出**→翌年４月１日指定

審 査

・申請された講座が指定基準を満たしているか、審査を行います。

指 定

・指定期間は、４月１日または10月１日から**３年間**です。
・引き続き指定を希望される場合は、指定期間満了前に**再指定申請**が必要です。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

LL070926開若02

指定対象講座

専門実践教育訓練	特定一般教育訓練	一般教育訓練
❶　業務独占資格などの取得を目標とする講座		
▶業務独占資格・名称独占資格の取得を目標とする講座 例：介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師　など	**▶業務独占資格・名称独占資格・必置資格の取得を目標とする講座** 例：介護支援専門員実務研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、大型自動車第一種・第二種免許、など **▶職業能力評価制度（技能検定又は団体等検定）の合格を目標とする課程**	**▶公的職業資格・民間職業資格などの取得を目標とする講座** 例：輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）、介護福祉士実務者養成研修、介護職員初任者研修、特定行為研修、税理士、社会保険労務士、Webクリエイター、CAD利用技術者試験、TOEIC、簿記検定、宅地建物取引士　など
❷　デジタル関係の講座		
▶第四次産業革命スキル習得講座（経済産業大臣認定） **▶ITSSレベル３以上の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座**	**▶ITSSレベル２の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座**	**▶左記以外の情報通信技術関係資格の取得を目標とする講座**
❸　大学院・大学・短期大学・高等専門学校の課程（❶❷に該当するものを除く）		
▶専門職大学院の専門職学位課程 **▶外国の大学院の経営管理に関する学位課程** **▶専門職大学・専門職短期大学の課程** ※大学・短期大学の専門職学科の課程を含む **▶職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）**	**▶職業実践力育成プログラム（文部科学大臣認定）** ※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの	**▶修士・博士の学位などの取得を目標とする課程**
❹　専門学校の課程（❶❷に該当するものを除く）		
▶職業実践専門課程（文部科学大臣認定） **▶キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）**	**▶キャリア形成促進プログラム（文部科学大臣認定）** ※短時間（訓練時間が60時間以上120時間未満）のもの	

お問い合わせ

▶講座指定の申請手続き（申請書類の記入方法など）
中央職業能力開発協会　能力開発支援部　教育訓練支援課（03-5843-3794）
※受付時間：9:15～17:15　混み合う12:00～13:00をさけてお問い合わせください。

▶講座指定の基準
厚生労働省　人材開発統括官　若年者・キャリア形成支援担当参事官室（03-5253-1111（代表））

▶教育訓練給付金（給付金の支給申請手続き、証明書類の記入方法など）
最寄りのハローワーク　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/hellowork.html

厚生労働省ホームページ

▶教育訓練給付金について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

▶教育訓練給付金の講座指定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html

教育訓練機関のみなさま

＊対象講座として指定を受ければ、講座の魅力はさらにアップ！＊

教育訓練給付金



キャリアーナ

受講希望者の増加が期待できます。
ぜひ、厚生労働省への
講座指定申請をご検討ください。



スキルン

指定講座の修了者に、
受講費用の最大80~20%※1が
雇用保険から支給される制度です。

※1 2024年9月までに開講する講座は最大70%~20%を支給

指定講座は、訓練機関にも受講生にもメリットがたくさん！

メリット①
費用負担が
軽減され
受講しやすい
講座に！

受講費用の一部が
支給されるから、教育訓練給付金
の指定講座を
受講した方が
お得ね♡



メリット②
指定された講座は
厚生労働大臣指定
教育訓練講座
検索システムに掲載！
全国の受講希望者に
見つけてもらえます。

再就職に役立つ
資格の講座を
検索サイトで
見つけることが
できました。



メリット③
厚生労働大臣の
指定講座として
広告が可能！

資格取得率や
就職率といった
基準を満たして
厚生労働大臣から
指定を受けている
講座だから、信頼
できるってことだね！



講座指定申請の受付は４月と10月の年２回です。詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。（裏面参照）

さまざまな分野の教育訓練が、教育訓練給付金の指定講座となっています。

教育訓練給付金の講座指定の対象となる主な資格・試験など

輸送・機械運転関係
◇大型自動車第一種・第二種免許 ●●
◇中型自動車第一種・第二種免許 ●●
◇大型特殊自動車免許 ●●
◇フォークリフト運転技能講習 ●●
◇けん引免許 ●●
◇一等無人航空機操縦士 ●●他

情報関係
◇第四次産業革命スキル習得講座 ●
◇ITSS レベル２の資格取得を目指す講座 ●●
◇IT パスポート ●
◇Web クリエイター ●
◇CAD 利用技術者 ● 他

専門的サービス関係
◇キャリアコンサルタント ●●●
◇社会保険労務士 ●●
◇ファイナンシャル・プランニング技能検定 ●●
◇税理士 ●●
◇中小企業診断士 ●● 他

事務関係
◇Microsoft Office Specialist ●
◇簿記検定（日商簿記）●
◇実用英語技能検定（英検）●
◇TOEIC、TOEFL iBT、IELTS ●
◇登録日本語教員●● 他

医療・社会福祉・保健衛生関係
◇介護福祉士 ●●●
◇社会福祉士 ●●●
◇保育士 ●●●
◇看護師・准看護師 ●●●
◇はり師 ●●●
◇美容師 ●●● 他

営業・販売関係
◇調理師 ●●●
◇宅地建物取引士 ●●
◇インテリアコーディネーター ●
◇パーソナルカラリスト検定 ●
◇国内旅行業務取扱管理者 ● 他

技術・製造関係
◇測量士補 ●●●
◇電気工事士 ●●●
◇自動車整備士 ●●●
◇建築士 ●●
◇技術士 ●●
◇製菓衛生師 ●● 他

大学・専門学校等の講座関係
◇職業実践専門課程 ●
◇職業実践力育成プログラム ●●
◇キャリア形成促進プログラム ●●
◇専門職学位 ●
◇修士・博士 ● 他

●専門実践教育訓練 ●特例一般教育訓練 ●一般教育訓練

教育訓練給付金の講座指定を受けるまでの流れ



❶指定申請
指定基準を満たす講座を有する教育訓練施設

❷調査
厚生労働省委託申請窓口

❸審査
厚生労働省

❹教育訓練給付金の対象講座として指定
働きながら受講可能な、オンライン講座、夜間・土日開講の講座も指定対象です。



対象となる講座は、そのレベルなどに応じて３種類

講座指定の手続きなど、詳細については厚生労働省のホームページをご覧ください。

専門実践教育訓練給付金
最大で受講費用の80％※2
[年間上限 64 万円]を受講者に支給
専門実践　申請手続　検索

特定一般教育訓練給付金
最大で受講費用の50％※3
[上限 25 万円]を受講者に支給
特定一般　申請手続　検索

一般教育訓練給付金
受講費用の20％
[上限 10 万円]を受講者に支給
一般教育訓練　申請手続　検索

※2 2024年９月までに開講する講座は最大で受講費用の 70%（年間上限56万円）を支給　※3 2024年９月までに開講する講座は受講費用の40%（上限20万円）を支給

教育訓練の受講希望者向け
厚生労働大臣指定教育訓練講座検索システム
教育訓練給付金　講座検索　検索

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
厚生労働省ホームページ
厚労省　教育訓練給付金　検索